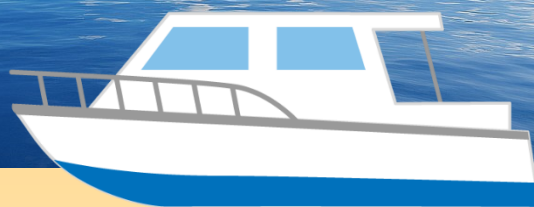


# 船舶を利用するみなさまへ

## 「安全確認」できていますか？



### 事前に確認！

観光・レジャー・イベントで船舶に乗るときは、海上運送法に基づく手続きを行っている事業者の利用が大切です。



### 楽しい船旅のために

運航する事業者が許認可を得ているかを確認することが重要となります。

事業者の許認可情報は、事業者に直接確認いただくほか、ご不明な点は地方運輸局等からもご確認いただけます。

あなたの楽しい船旅のために、安全確認は万全に！

※右下QRコードの検索サイトからも事業者の安全対策への取組状況が確認できます。

地方運輸局等  
連絡先一覧



旅客船事業者安全情報  
検索サイト



国土交通省

# 船舶を運航するみなさまへ

## 船舶で人の運送を行う場合は「海上運送法」の手続きが必要です！

### 海上運送法とは？

海上運送法は、**船で人や物を安全に運ぶためのルールを定めた法律**です。海上(河川、湖等を含む)において、船舶を使用し、**他人の需要に応じて、人を運送する場合は、海上運送法の手続きが必要です。**



### 旅客船でなくても注意！

フェリーやクルーズ船だけでなく、小型船、プレジャーボートなどの**旅客定員が12人以下の船舶（非旅客船）**でも、人の運送を行う場合は、**海上運送法の事業登録が必要**になります。



### こんな場合は要注意！

次のような運送をしていませんか？

- ・ 観光、遊覧、イベントなどで人を乗せている
- ・ 第三者から頼まれて、作業員・関係者を船で運んでいる
- ・ 遊漁・瀬渡し以外の目的で、人を運送している

このような場合は、**手続きが必要**です。



国土交通省

# 一般不定期航路事業の

## 適用・非適用の目安/問い合わせ先

非旅客船を使用し、他人の需要に応じて、次のような運送を行う場合は、一般不定期航路事業の登録が必要です。

- ・ 観光遊覧、イルカウォッチング、海上からの現場見学
- ・ 目的地への人の運送（海上タクシーなど）

※有償のものに限らず、**無償でも**、上記のような運送を行う場合は、一般不定期航路事業の登録が必要です。

### 無登録営業と判断された場合

海上運送法においては、一般不定期航路事業に係る無登録営業の罰則として、**1年以下の拘禁刑若しくは150万円以下の罰金、又はこれを併科**することとされています。



### 登録が不要となる例

次のような場合は一般不定期航路事業の登録が不要です。

- ・ エンジンがなく、人力のみで運転する船を使用する場合
- ・ 家族や友人、隣人を無償で自家用運送する場合
- ・ 遊漁船行為（遊漁や瀬渡し）のみを目的とする場合

※登録が必要かどうかご不明な場合は、**地方運輸局等へご相談下さい。**

### 問い合わせ先



地方運輸局等  
連絡先一覧

